

特別養護老人ホームみのわ 利用料金表

令和4年10月1日改定

●利用者様の要介護度及び所得により利用料が決まります。

●下記の表は、自己負担割合が1割で算出しています。

加算等	要介護度	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費		803	874	942
看護体制加算Ⅰ		12		
サービス提供強化加算		18		
処遇改善加算Ⅰ		加算率	8.3%	
特定処遇改善加算Ⅰ		加算率	2.7%	
介護職員等ベースアップ等支援加算		加算率	1.6%	
地域区分割合		1単位あたりの単価 10.27 円		
1ヶ月(30日)あたり		963 円 × 30 日 = 28,890 円	1,045 円 × 30 日 = 31,350 円	1,125 円 × 30 日 = 33,750 円
食費	第2段階	11,700 円 (390 円 /日)		
	第3段階①	19,500 円 (650 円 /日)		
	第3段階②	40,800 円 (1,360 円 /日)		
	第4段階	43,350 円 (1,445 円 /日)		
居住費	第2段階	24,600 円 (820 円 /日)		
	第3段階	39,300 円 (1,310 円 /日)		
	第4段階	60,180 円 (2,006 円 /日)		
合計	第2段階	65,190 円	67,650 円	70,050 円
	第3段階①	87,690 円	90,150 円	92,550 円
	第3段階②	108,990 円	111,450 円	113,850 円
	第4段階	132,420 円	134,880 円	137,280 円

※事務管理費として、別途、1ヶ月3,900円(130円/日)徴収させていただきます。

※その他、医療費、理美容代、日用品及び嗜好品等は、自己負担となります。

利用者負担段階	所得に関する要件	資産に関する要件
第2段階	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円以下である方	単身650万円以下、夫婦1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入と所得金額の合計が80万円を超え、120万以下である方	単身550万以下、夫婦1,550万以下
第3段階②	前年の年金収入と所得金額の合計が120万以上である方	単身500万以下、夫婦1,500万以下
第4段階	上記以外の方(住民税課税者)	一定額を超える場合